

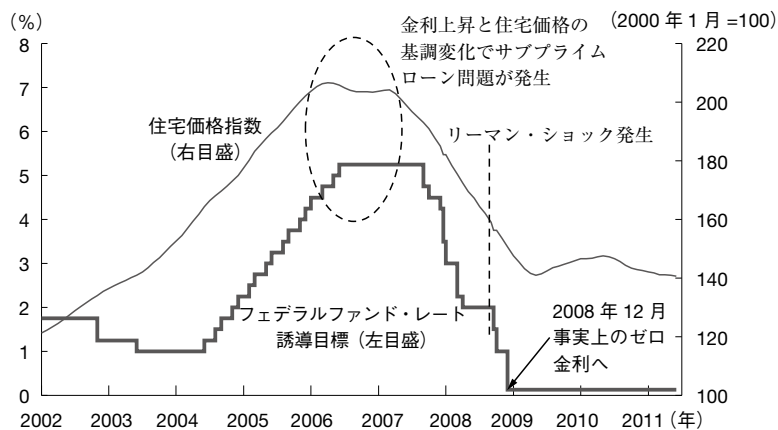
第5章 世界的な金融・経済情勢の混乱と当行の対応

1 世界金融危機と経済収縮

●サブプライムローン問題の始まり

ITブーム崩壊後の後退局面から脱した米国経済の上昇局面は、2007年（平成19年）12月まで6年1カ月続いた。景気拡大を支えた主因の一つが、住宅投資の活発化であった。その反面、住宅金融専門のモーゲージ会社*372などの貸出競争が起き、返済能力に問題がある借り手に、安易な審査で信用供与が拡大されたために、サブプライムローン問題の火種が広がった。当初、問題表面化が抑えられたのは、住宅価格が上昇し、借り手が、担保価値の増加を利用して、金利の低いローンに乗り換えたり他の消費者ローンを借り増したりする方法をとることができたためであった。

図表 2-5-1 ① 米国の金融政策と住宅価格



(資料) FRB ホームページ、Standard & Poor's 社ホームページ

(注) 住宅価格は、S&P/ケース・シラー住宅価格指数 (20大都市) で、2000年1月を100とする原系列の、季節調整値。

*372 モーゲージバンクと呼ばれることも多いが、銀行でなく住宅金融（モーゲージローン）を扱うノンバンクである。

しかし、新興国の需要拡大や世界的な金融緩和などを背景に資源価格が騰勢を強め、米国国内でも景気拡大の持続によってインフレ懸念が生じたことから、FRBは2004年6月以降、17回の政策金利引き上げを行い、フェデラルファンド・レートの誘導目標水準は、引き上げ開始前の1.00%から、2006年6月には5.25%となった（図表2-5-1①）。住宅ブームは転機を迎え、住宅価格は2006年前半を境に低下し始めた。住宅の評価額増加によって抑えられていたローン延滞率も、この頃から上昇が目立つようになった。サブプライムローン問題の発生である。

これによってモーゲージ会社の経営がまず悪化したが、影響は米国にとどまらなかった。米国では1970年頃から住宅ローン債権を証券化する住宅ローン担保証券（RMBS^{*373}）市場が成長し、RMBSは米国以外の機関投資家にとって有力な投資対象になっていた。それだけにとどまらず、RMBSなどを組み合わせて再証券化した債務担保証券（CDO^{*374}）などが作り出されて、やはり海外の投資家に保有されていた。こうした証券化商品の中には高い格付を付与されたものもあったが、低リスクと見なされる論拠となっていたリスク分散効果は、住宅価格上昇が続かなければキャッシュフローに問題が生じやすいという相関性を持った原債権や証券化商品などの集合体では機能しなかった。

2007年になると、サブプライムローン関連の証券化商品の価格低下が加速し、6月には、これによって米投資銀行ベア・スターン傘下のヘッジファンドが巨額の損失を被ったことが報道されて、問題が市場関係者などの専門家以外にも知られるようになった。サブプライムローン関連証券化商品の格付引き下げが相次ぎ、同商品に対する市場の不安が一段と強まって、取引が縮小、価格形成機能も大幅に低下した。このため、RMBSやCDOなどを保有していた、金融機関の特別目的会社であるストラクチャード・インベスメント・ビークル（SIV）などが打撃を受け、SIVなどが資金調達に利用していた資産担保コマーシャルペーパー（ABCP）市場の機能低下、SIVにバックアップライン（流動性補完枠）を与えていた関係金融機関の信用不安を招いた。これによってIKBドイツ産業銀行などが経営危機に陥り、問題が米国にとどまらないことが改めて認識された。

8月には、運用しているCDOなどの価格算出が不可能になったことを理由に仏大

*373 RMBS：Residential Mortgage-Backed Securities

*374 CDO：Collateralized Debt Obligation

手銀行 BNP パリバ傘下のファンドが売買凍結を発表し、IKB ドイツ産業銀行の破綻で神経質になっていた欧州の金融市場は動揺した。このため欧州中央銀行（ECB）は、流動性危機を抑えるために巨額の緊急資金供給を実施した。FRB も市場安定化のために資金供給を行い、日本銀行も同様の措置を取った。

9 月には、住宅ローンを担保とするカバードボンド^{*375}などを利用して市場から資金を調達しながら業容を拡大させてきた英中堅銀行ノーザン・ロックの資金繰りに問題が生じた。同行に対する預金取り付けが起き、他の銀行にも広がる兆しが出たため、英政府は急遽^{きゅうきょ}、預金全額保護を打ち出して、混乱を収拾した。

このように、サブプライムローン問題が世界に広がりを見せる中で、当行の市場営業部門は、サブプライムローン関連証券化商品の評価損が出始めた直後の 2007 年 5 月に同商品の売却を開始し、混乱が拡大して価格が暴落する前に、大半の処理を終えていたため、当行はサブプライムローン関連証券化商品に絡む損失を限定的にとどめることができた。

●リーマン・ショックと世界的な金融・経済危機

2008 年になると、火元の米国では事態がさらに悪化した。3 月には米国第 5 位の大手投資銀行ベア・スターンズが苦境に陥った。同社の破綻によってデリバティブ取引などの相手方（カウンターパーティー）に世界的な影響が及ぶことを避けるために、米当局は、ニューヨーク連邦準備銀行による非預金取扱金融機関に対する特別融資を活用して当面の危機を乗り切った。この融資制度は、大恐慌の信用収縮の教訓を受けて「1932 年連邦準備法」に用意されていたものであった。

7 月になると、連邦抵当金庫（ファニーメイ）と連邦住宅貸付抵当公社（フレディマック）に信用不安が生じた^{*376}。両社は、証券化支援としての RMBS の発行・保証に加えて、政府支援機関（GSE）^{*377}であることによる信用力を背景に資金調達を行い、投資事業として住宅ローン債権や RMBS の購入を拡大させてきた。両社の RMBS や GSE 債は、従来は「暗黙の政府保証」によって安全な資産と見なされ、米国だけで

*375 カバードボンド（covered bonds）は貸出債権などを担保として発行されるが、RMBS のような資産担保証券と異なり、担保債権はオフバランス化されず、債券の安全性は、発行体の信用力と担保債権の両方で支えられる。

*376 ファニーメイ（Fannie Mae）は Federal National Mortgage Association（FNMA）の通称。1970 年に民営化。フレディマック（Freddie Mac）は Federal Home Loan Mortgage Corporation（FHLMC）の通称。1988 年に民営化。

*377 GSE：Government-Sponsored Enterprise

なく海外の投資家に広く保有されていたので、両社が破綻すれば、世界の金融システムが動揺し、米国の国債やドルの信認問題に発展しかねなかった。米国政府は、万一の場合には政府が関与する姿勢を示して、その場をしのいだが、両社の危機は解消されず、9月になると、両社を政府（連邦住宅金融局）の管理下に置き、公的資金による株式取得を行うことになった。

他方、やはり経営危機が噂されていた、資産総額で米国第4位の投資銀行リーマン・ブラザーズについては、公的支援に後押しされた買収や公的管理下での再建の枠組みが整わず、9月15日未明（現地時間）に米国連邦倒産法第11章の適用を申請した。経営の苦境が知られていたとはいえ、大手投資銀行の破綻という現実と直面した金融市場では、カウンターパーティーリスクが強く意識されるようになり、市場の機能は著しく低下した。いわゆるリーマン・ショックである。

9月16日には、同じく苦境が伝えられていた保険大手AIGの株価がリーマン・ショックの影響で暴落した。米国財務省とFRBは、ただでさえ市場が混乱している中でさらにAIGが破綻に追い込まれれば、金融市場の脆弱性は一層深刻となり、経済にも悪影響を与えることになりかねないため、リーマン・ブラザーズへの対応とは一転してAIGの救済策を講じた。

しかし、リーマン・ショックによって生じた混乱は収まる兆しがみえなかった。経済活動に欠かせない金融取引を円滑に行うことができなくなったために、各国で深刻な景気悪化が起きた。いわゆる「100年に1度の危機」である。このため、各国は金融システムの安定回復と大規模な景気刺激策を相次いで打ち出した。

米国では2008年10月に緊急経済安定化法が成立し、これによる不良資産救済プログラム（TARP：Troubled Asset Relief Program）によって7,000億ドルの公的資金枠を得た米財務省は、資本注入などの金融機関支援、証券化商品市場の機能回復などを図る資産支援プログラムなどを矢継ぎ早に実施した。2009年2月には、交通インフラ、エネルギー、環境への投資、個人減税や企業減税などによって経済立て直しを図る、総額で約7,870億ドルの米国再生・再投資法が成立した（2010年12月には2度目の大型経済対策がまとめられた^{*378}）。FRBは2007年9月以降10回にわたって政策金利を引き下げて、事実上のゼロ金利政策に踏み切り、リスクが高いと見なされている金融資産を積極的に購入して資金を大量に供給する信用緩和にも取り組んだ。

*378 2度目の大型経済対策には、時限措置の期限が迫っていた2001年の大型減税（228ページ参照）の2年延長などが盛り込まれた。

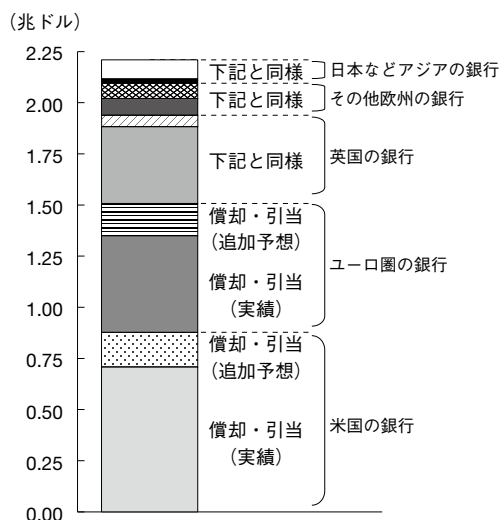
各国の政策努力によって、金融危機は最悪期を脱し、経済活動の急激な収縮も止まったが、米国のサブプライムローン問題に端を発した一連の危機と緊急避難的な政策対応の結果、米国における過剰な住宅債務にとどまらず、欧米の金融機関や各国の政府など幅広い経済主体のバランスシートに歪みが生じた。バランスシート問題という金融不安の火種が完全に消えない中で、2009年10月にはギリシャの財政赤字問題が明るみに出て、後述する欧州債務危機に発展し、今なお根本的な解決に至っていない。

リーマン・ショックによって事態が深刻化する前には、先進国の景気に懸念が生じても、新興国が世界経済を牽引するというデカップリング論が台頭したことがあった。しかし、世界金融危機が起きると、新興国経済も、先進国向け輸出の減少などによって、減速を余儀なくされた。世界経済の急激な縮小が止まって輸出が回復するにつれて、新興国は再び先進国を上回る

経済成長を遂げるようになったが、世界経済が金融危機発生前の状況に戻っていないことを反映して、新興国も以前ほどの高い成長軌道には復帰できていない。

わが国では、6年1カ月続いた戦後最長の景気上昇局面が、世界金融危機発生に先立ち、2008年2月に既に終了していた^{*379}。欧米の金融機関がサブプライムローンやその証券化商品などで巨額の損失を被ったのに対して、わが国の金融機関が証券化商品などへの投資で直接的に受けた損失は軽微であった(図表2-5-1②)。ただし、

図表2-5-1② 世界の銀行の損失状況



(資料) IMF 『Global Financial Stability Report』

(注1) 実績は2007年第2四半期から2010年第2四半期まで。追加予想は2010年第3・第4四半期に発生が見込まれる額。

(注2) その他欧州はスイス、ノルウェー、デンマーク、スウェーデン、アイスランド。アジアは日本、香港、シンガポール、他、オーストラリア、ニュージーランド。

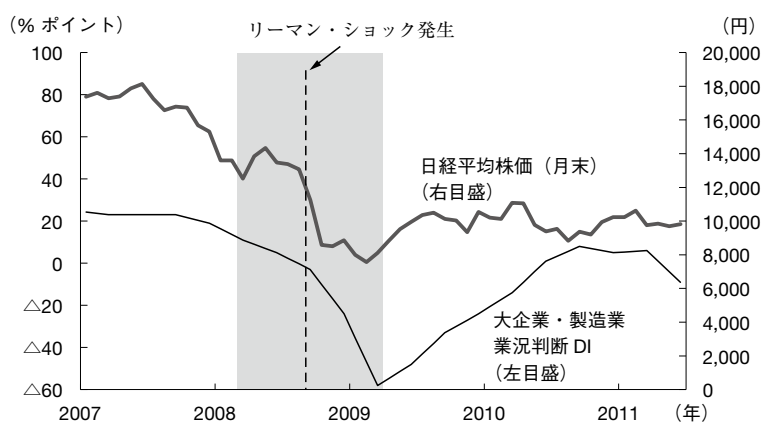
*379 当時、最大の輸出先であった米国経済の減速、改正建築基準法の施行(2007年6月)に伴う手続きの混乱による建設投資の急減、原油に代表される資源価格の高止まりによる購買力の海外流出などの影響が重なったことによる。

リーマン・ショックによって深刻化した世界的な金融危機で打撃を受けた外国金融機関や外資系投資ファンドの投融资姿勢が一変し、その資金に依存して事業を拡大していた国内不動産ファンドやディベロッパーが行き詰まるなど、世界的な金融収縮の余波は、わが国の金融機関の貸出先にも及んだ。

また、日本経済は、貿易の経路から強い逆風を受けて、厳しい試練にさらされた(図表 2-5-1 ③)。戦後最長の景気上昇が続く間に、輸出関連企業からそれ以外の企業部門などに回復が広がっていたとはいえ、輸出型製造業以外の活力強化という長年の課題は残り、近年では人口の頭打ちという要因も加わって、国内需要の基調は弱い状況であった。輸出が起点となり、やや遅れて、輸出に刺激された設備投資が加わるという景気拡大の基本的な構図はそのままであったから、世界経済の影響を受けやすかった。金融危機によって世界的な経済の収縮が起ると、日本経済は輸出急減の影響を大きく受け、2008年度の実質経済成長率は戦後最悪のマイナス3.7%となった。景気の急角度の落ち込みは2009年3月で止まったが、その後1年間の回復では、2008年度に起きた経済活動水準の大きな落ち込みを取り戻し切れなかったため、2009年度の実質経済成長率もマイナス2.1%であった。

厳しい経済情勢の影響を受けた企業の業績不振や、株式相場の急落などは、金融機関の与信関係費用の増加、株式等損益の悪化を招いた。前述の不動産投資ファンドな

図表 2-5-1 ③ 当時の経済情勢



(資料) 内閣府「景気基準日付」、日本銀行『全国企業短期経済観測調査』、日本経済新聞社ホームページ

(注1) 業況判断 DI は、「良い」と回答した企業と「悪い」と回答した企業の割合の差。

(注2) 影を付けた期間は景気後退期。

どの資金繰り問題を含め、世界的な経済・金融危機は、さまざまな経路でわが国の金融機関の業績に影響を及ぼした。

経済情勢の急激な悪化を目の当たりにして、わが国でも、大型の経済対策が実施された。公共投資や減税などによる需要拡大を期待する経済対策については、持続的な効果が疑問視されたことや、2008年2月に山を迎えるまで景気上昇が続いたことから、2002年12月に限定的な対策が取りまとめられて以来、打ち出されていなかった^{*380}。しかし、2008年以降は政策対応が一変し、最大規模の経済対策が立て続けに行われた^{*381}。

また、財政支出を伴う経済対策とは別に、2009年10月には「緊急雇用対策」が取りまとめられ、その中の「中小企業に対する金融の円滑化を通じた事業活動の円滑な遂行及び雇用の安定を図るための施策の策定・推進」「住宅ローンの借入者に対する金融の円滑化を通じた生活の安定化を図るための施策の策定・推進」として金融円滑化法が11月に成立し、12月に施行された。これに伴う当行の対応は427ページに記述した通りである。

この他、10月には、産業再生機構（2007年3月解散）の実績を継承しつつ、地域特性と民間活力をいかして事業再生支援を行う企業再生支援機構が設立され、業務を開始した^{*382}。

金融政策に関しては、サブプライムローン問題発生前の政策金利水準が4～6%程度でいわゆる引き下げ余地が大きかった米国、ユーロ圏、英国などと異なり、わが国では量的緩和政策、ゼロ金利政策を終了したばかりで、政策金利水準は0.5%であったが、日本銀行は2008年10月、12月、2010年10月の3回の引き下げで誘導水準を0.0～0.1%まで引き下げた。また、金利面の政策対応が限られている中で金融緩和効果を強化するために、2010年10月には、政策金利引き下げと併せて、先行きの政策運営についてあらかじめ公表し約束する時間軸政策^{*383}、多様な資産買い入れと長め

*380 2002年10月の「改革加速のための総合対応策」（231ページ参照）を補完・強化することをうたった12月に改革加速プログラムが取りまとめられたが、大規模な需要追加策を含むか否かという基準では、2000年10月の「日本新生のための新発展政策」（213ページ参照）以来であった。

*381 リーマン・ショック前の2008年8月に総事業規模11.5兆円程度の対策が打ち出されていたのに続き、10月（総事業規模26.9兆円程度）、12月（同37兆円程度）、2009年4月（同56.8兆円程度）、12月（同24.4兆円程度）と、雇用、生活などへの対策や支援を掲げて、経済対策が行われた。

*382 株式会社企業再生支援機構法（2009年6月成立、9月施行）に基づき、設立。

*383 時間軸政策は、先行きの政策運営についてコミットすることで、利回り曲線を変化させ、経済に影響を与えようとする政策である。

の固定金利オペレーションで構成される基金の創設^{*384} という一種の量的緩和政策を導入し、これら三つから成る「包括的な金融緩和政策」を開始した。

前述のように、経済活動の急激な収縮局面の終了という形で景気後退は止まったが、一連の異例ともいえる政策対応にもかかわらず、日本の実質 GDP、株価などは世界金融危機前の水準を回復しておらず、危機の震源地となった米国と比べて対照的である。この一因としては、日本経済の成長の原動力となってきた輸出関連の製造業が、世界経済の成長鈍化に加えて、史上最高水準にある円高によって価格競争力の低下に見舞われ、以前のように牽引役を果たせなくなっている点が指摘されている。一方、輸出関連の製造業だけでなく、わが国全体の課題として、さまざまな経済環境の変化を踏まえて効果的な成長戦略を実現していくための政策や企業経営のあり方に変革を要するという見方もある。これ以外にも、デフレ状況が続いていることをどう捉えるかが繰り返し論点となるなど、わが国が抱える真の問題の所在や対応策を巡る論議が続いている。

●危機再発防止策構築の努力と欧州ソブリンリスク問題の発生

(1) バーゼルⅢへの道筋

世界各国は、サブプライムローン問題を発端とする、いわば起きてしまった金融危機、経済危機から抜け出すために、緊急避難的に思い切った政策をとる一方で、再発防止のために金融規制の見直しに動いた。

米国では、2007年8月から、金融市場に関する大統領作業部会^{*385}が、サブプライムローンを発端とする証券化商品の問題の原因と規制強化などの対策について検討を開始し、2008年3月に暫定的な報告を取りまとめた。2007年8月に異例の規模の市場流動性供給によって金融市場の混乱を抑えた主要国は、10月の7カ国財務大臣・中央銀行総裁会議（G7）において、金融安定化フォーラム（FSF）^{*386}に対し、混乱

*384 日本銀行の買入対象としては異例の、上場投資信託（ETF）や上場不動産投資信託（J-REIT）を含む多様な資産買入と、期間3カ月、6カ月という長めの固定金利オペレーションを行うための基金。

*385 大統領作業部会は、1987年10月にニューヨーク株式市場で起きた株価暴落（ブラックマンデー）を受けて、1988年3月に設置された。

*386 FSF（Financial Stability Forum）は、1999年2月のG7で、国際金融システムに影響を与える問題を検討し、解決策の提示と実行の監視を行うことを狙いとして、創設が合意された。その背景には、1997年のアジア通貨危機や1998年のロシア危機などの発生があった。FSFは、2009年4月の第2回G20首脳会議（ロンドン）の「金融システムの強化」についての宣言によって、組織基盤と権限をより強化した金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）になった。

の背景にある要因を分析し、流動性とリスク管理、金融デリバティブ商品の会計処理・価格評価、金融仕組み商品に関する格付機関の役割・格付手法およびその活用のあり方、ならびにオフバランスの投資手法の扱いを含む、金融機関の監督に関する基本原則の分野について提案を行うことを要請した。これを受けてFSFは、2008年4月のG7において、自己資本・流動性・リスク管理に対する健全性監督の強化、透明性・価格評価の向上、信用格付の役割・利用法の変更、金融当局のリスク対応力の強化、金融システム危機への対応強化を提案した。

また、金融危機への対応や金融規制などに関する国際的な取り組みとしては、G7だけでなく新興国などを含めたより多くの国々による論議の必要性が強く認識されるようになり、リーマン・ショックによって深刻化した世界金融危機の最中である2008年11月に、「金融・世界経済に関する首脳会合（G20首脳会議）」がワシントンD.C.で初めて開催された。2009年9月の第3回G20首脳会議（ピッツバーグ）では、G20首脳会議を国際経済協力に関する第1のフォーラムとして指定したことから、金融規制などのあり方に関しても、G20首脳会議が重要な役割を果たすようになった。

第3回G20首脳会議の声明では、直前に中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ会合（バーゼル銀行監督委員会の上位機関）が公表した銀行規制・監督およびリスク管理の強化に向けた対応の検討結果について歓迎し、銀行資本の量と質の双方を改善し、過度なレバレッジを抑制するため、国際的に合意されたルールを2010年末までに策定することに合意した。

これを踏まえて、2009年12月にはバーゼル銀行監督委員会からバーゼルⅢの市中協議案が公表され、2010年7月・9月の中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ会合での新たな規制基準の大枠の合意、11月の第5回G20首脳会議（ソウル）^{*387}への大枠の報告と了承を経て、12月に新たな規制に関する詳細な合意文書・バーゼルⅢテキストが公表された。

バーゼルⅢの検討過程では、世界金融危機の背景について、金融機関がオンバランス・オフバランスでレバレッジを過度に高めていたこと、過度なレバレッジにより自

*387 2007年から、各国の経済界首脳によるビジネスサミットが開催されるようになっており、G20首脳会議と同時期に行われたトロント会合（2010年6月）、ソウル会合（2010年11月）には、奥が出席して、金融規制に関する国際的な議論において、わが国の銀行界を代表する見地から意見表明を行った（2010年4月～2011年7月、全国銀行協会会長）。2011年4月以後も、11月のビジネスサミット・カンヌ会合に出席している（カンヌ開催の第6回G20首脳会議については522ページ参照）。

己資本の水準と質が低下したこと、流動性バッファーが十分でなかったこと、プロシクリカル^{*388}なレバレッジの巻き戻しや、複雑な取引を通じて形成された金融機関の相互連関性が危機を増幅したこと、などの要因が指摘された。金融危機の教訓に対処するために、バーゼルⅢテキストには、自己資本の質・量の向上とリスク捕捉の強化、景気連動性を抑制するような（カウンターシクリカルな）資本バッファーの枠組みの導入、レバレッジ比率の導入、流動性基準の導入が盛り込まれている（525ページ以降参照）。

(2) 金融システム安定化を巡るその他の動き

2009年4月の第2回G20首脳会議（ロンドン）では、金融セクターおよび金融規制・監督における主要な失敗が危機の根本原因であったという認識に立って、金融監督および規制の強化に動き出すこととなり、その一環として、規制・監督をシステム上重要な全ての金融機関・商品・市場に拡大することとした。さらに、9月の第3回G20首脳会議（ピッツバーグ）では、システム上重要な金融機関（SIFIs：Systemically Important Financial Institutions）に対する追加資本、流動性およびその他の健全性規制を含む、実施可能な措置を提案するように、金融安定理事会（FSB、519ページ、脚注386参照）に求めた。

FSBは、2010年10月にSIFIs問題への対応について提言と作業日程をまとめ^{*389}、11月の第5回G20首脳会議（ソウル）で承認された。FSBの提言は、SIFIsに関する政策の枠組みについて、必要な諸条件を満たす破綻処理、より高い損失吸収力、より密度の高い監督・監視、強固な金融市場インフラなどを統合したものでなければならぬと指摘し、より高い損失吸収力に関して、グローバルなSIFIs（G-SIFIs）の無秩序な破綻が金融システムと経済活動に重大なリスクをもたらすことから、G-SIFIsは、バーゼルⅢで合意された最低水準を上回る損失吸収力を持つべきであるとしている。

これを受けて、FSB、バーゼル銀行監督委員会などが、G-SIFIsに該当する金融機

*388 自己資本比率は、貸出等のデフォルト確率の変化などにより、景気に連動する傾向がある（シクリカルティー）。また、自己資本比率の状況によって金融機関が貸出等に取り組み姿勢を強めたり弱めたりすれば、景気変動は増幅される（プロシクリカルティー）。さらに、金融機関を含むさまざまな経済主体が、景気情勢や資産価格の動向などを受けて、リスク回避度、レバレッジの積み上げ状況を変化させることによって、景気変動は増幅される。

*389 FSB『Reducing the moral hazard posed by systemically important financial institutions, FSB Recommendations and Time Lines』（2010年10月20日）。

関の特定と、G-SIFIs に求められる追加的資本上乘せ規制の具体的内容について検討を進めており、2011年11月の第6回G20首脳会議（カンヌ）で最終的な詰めを行うことを目指している^{*390}。

従来の金融規制・監督のあり方の見直しは、バーゼルⅢやSIFIs・G-SIFIsを巡る取り組みのような国際的な枠組みづくりだけでなく、各国での制度改革の動きにもつながっている。

米国では、1980年代以降、1933年銀行法（いわゆるグラス・スティーガル法）に代表される、大恐慌時代に設けられた規制を緩和する改革が進められ、預金金利の自由化、州際業務規制緩和を経て、1999年にはグラム・リーチ・ブライリー法によって業務範囲規制が大幅に緩和された。一方、規制改革の動きと並行して、証券化やデリバティブなど金融技法の発達が進み、それらを利用した取引や金融商品開発が急拡大したが、投資・投機の失敗で一部のファンドの経営が行き詰まったり、相場の予想外の変動などが生じたりするなどの事態に対症療法的な対策が取られることはあっても、金融システムを揺るがすような深刻な問題発生を想定して包括的な規制を設ける動きにはつながらなかった。

しかし、サブプライムローン問題に端を発する金融危機発生を教訓として、米国は、規制を強化する方向に動き出した。

2009年には米財務省が、米国特有の複雑な規制・監督体制の見直し、金融危機で問題となったクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）を含む包括的な金融市場規制の確立、消費者・投資家保護などを盛り込んだ金融規制改革プランをまとめ、その後、上院・下院それぞれにおける草案作成と数々の調整・修正、両院案の一本化、両院それぞれでの可決を経て、2010年7月、大統領の署名によって、広範囲の金融規制改革を盛り込んだドッド・フランク法^{*391}が成立した。

*390 2011年11月4日、FSBは、カンヌでのG20首脳会議に合わせて、G-SIFIsに対する追加的資本上乘せ規制を含む政策措置と、G-SIFIsのうち銀行グループ（G-SIBs：Global Systemically Important Banks）の特定結果を明らかにした。特定はFSBとバーゼル銀行監督委員会によって行われ、FSBが公表した資料では、三井住友フィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、みずほフィナンシャルグループを含む世界の29グループ（欧州17、米国8、日本3、中国1）がリスト化された。G-SIFIsのリストは毎年更新され、各年11月にFSBから公表されることになっており、銀行以外の金融グループが特定される可能性もある。また、G-SIBsに対する政策措置の具体的な規則文書は、同じ11月4日、バーゼル銀行監督委員会から公表された（528ページ、脚注399参照）。

*391 正式な法律名は長いが、短い名称としてDodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Actが使われており、ドッド・フランク法は、その略称である。

ドッド・フランク法は、金融危機の再発を防止する観点から、包括的な金融規制・監督の見直しを定めている。同法の中で邦銀への影響が特に大きいと見られる項目は、①米国の金融システム上重要な金融機関への規制強化、②破綻処理計画の策定、③銀行等の自己勘定トレーディング、ファンド投資の制限（いわゆるボルカー・ルール）、④デリバティブ取引規制、⑤証券化商品への規制、である。これらの規制の中には、個々の適用ルールの定め方や運用方法次第で、米国内の拠点にとどまらず域外適用される可能性があるものや、米国以外の金融市場・金融取引に影響が及ぶ可能性があるものが含まれる。このため、当行の米国内における業務だけでなく、グローバルな業務も影響を受ける可能性がある。

2011年3月末時点では、米国当局による実施細目についてのルールの策定が行われている段階であり、当行は論点ごとに具体的な影響などの分析を進めている。

また、バーゼルⅢにおける景気連動性への考慮や、FSBなどによるシステム上重要な金融機関という概念に垣間見られるように、サブプライムローン問題に端を発する金融危機以降、実体経済や金融市場と関連して生じる広範なリスク要因に着目するマクロプルーデンスに対する関心が強まっている。これは、個々の金融機関の経営の健全性を確保する仕組み（ミクロプルーデンス）だけでは金融システムの安定性を維持できなかった経験を踏まえたもので、金融規制・監督を担う組織体制の変更においても、マクロプルーデンスの重視の動きが相次いでいる。

米国では、ドッド・フランク法に基づいて、米国の金融システム安定化を図る新たな組織として、金融安定監視協議会（FSOC^{*392}）が設立された。FSOCは、財務省、FRB、SEC、連邦預金保険公社（FDIC）などのトップで構成され、米国の金融システムに影響を与えるリスクを特定し、対策を講じる役割を担う。またEUでは、マクロプルーデンスの立場から金融システムを監視する欧州システムリスク理事会が、欧州金融監督制度の一翼として設立された。さらに英国でも、金融危機防止において規制・監督の分担が有効に機能しなかったことを受けて^{*393}、新たな体制づくりが進められており、マクロプルーデンス監視を担う組織の設置が予定されている。

*392 FSOC：Financial Stability Oversight Council

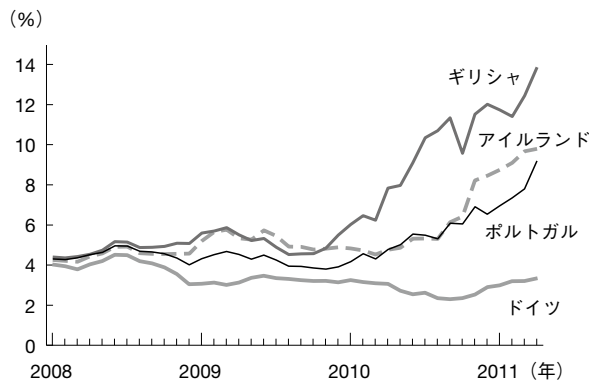
*393 例えば、2009年4月の第2回G20首脳会議（ロンドン）開催を控えた3月に英国FSAが公表した提言文書『ターナー・レビュー』の中で、規制・監督の分担に隙間が生じていたことが指摘されている。

(3) 欧州債務危機の発生

金融機関に対する国際的および国ごとの金融規制の見直しが具体化していく動きと並行するように、欧州を震源とするソブリンリスク問題が発生し、新たな波乱要因として、世界の金融市場を揺るがしている。ギリシャ（2010年4月）、アイルランド（2010年11月）に続いて、2011年4月にはポルトガルがIMFとEUに金融支援を要請した。

家計や企業、金融機関の過剰債務問題、先進国以外で起きた従来のソブリンリスク問題と異なり、欧州債務危機では、一部の先進国の政府債務に対する信用失墜が生じている点が特徴である（図表2-5-1④）。問題を抱えた国々の財政赤字削減などの改善策実行や、国際機関や関係国による金融支援実施を巡って不測の混乱が生じれば、直接的な影響が大きいと観測されている欧州系の金融機関などを通じて、問題が広く伝播する可能性は否定できず、国際金融システムはまた一つ大きなリスクを抱えることとなった。また、欧州経済の変調は、世界金融危機から立ち直りをみせた新興国経済にも影を投げかけている。

図表2-5-1④ 国債利回りの格差



(資料) IMF [International Financial Statistics]

(注) データは月次、2011年は4月まで。

2 バーゼルⅢと当行の対応

◎新たな規制強化の概要

2010年（平成22年）12月、バーゼル銀行監督委員会は、バーゼルⅢの枠組みの詳細を示すテキストを公表した。バーゼルⅢテキストは、銀行に対する自己資本規制の枠組み強化と流動性規制の導入について、国際的な基準を示している。

(1) 自己資本の強化

テキストのうち自己資本規制の枠組みは、①要件・定義と水準（最低所要水準に加えてバッファー部分）の両面からの自己資本の強化、②リスク捕捉の強化、③レバレッジ比率規制の導入、に大別される。

まず、自己資本の強化に関しては、銀行の損失吸収力を強化することを目的として、事実上必要となる水準（資本の量）を大幅に引き上げ、要件・定義（資本の質）も厳格化する方向で見直されることとなった。

従来の規制上の自己資本は、普通株式や内部留保、一定の要件を満たす優先株式・優先出資証券から成る Tier 1、一定の要件を満たす劣後債・劣後ローンや、その他有価証券評価差額金（評価益）などから成る Tier 2、市場リスクに対応するための規制が追加された際に導入された Tier 3（短期劣後債など）で構成されていた。リスクアセットに対する所要自己資本の比率は8%以上とされ、Tier 1（Tier 3が存在する場合は控除）と同額までという Tier 2 の算入限度を満たしつつ8%以上を満たすためには、Tier 1 比率を4%以上にする必要があった。また、バーゼル銀行監督委員会が、Tier 1 に関して、普通株式や内部留保が中心的な形態であるべきであるとした内容^{*394}が金融庁の監督指針に反映されているため、普通株式や内部留保による Tier 1 比率を2%以上とすることが事実上の目標であった。

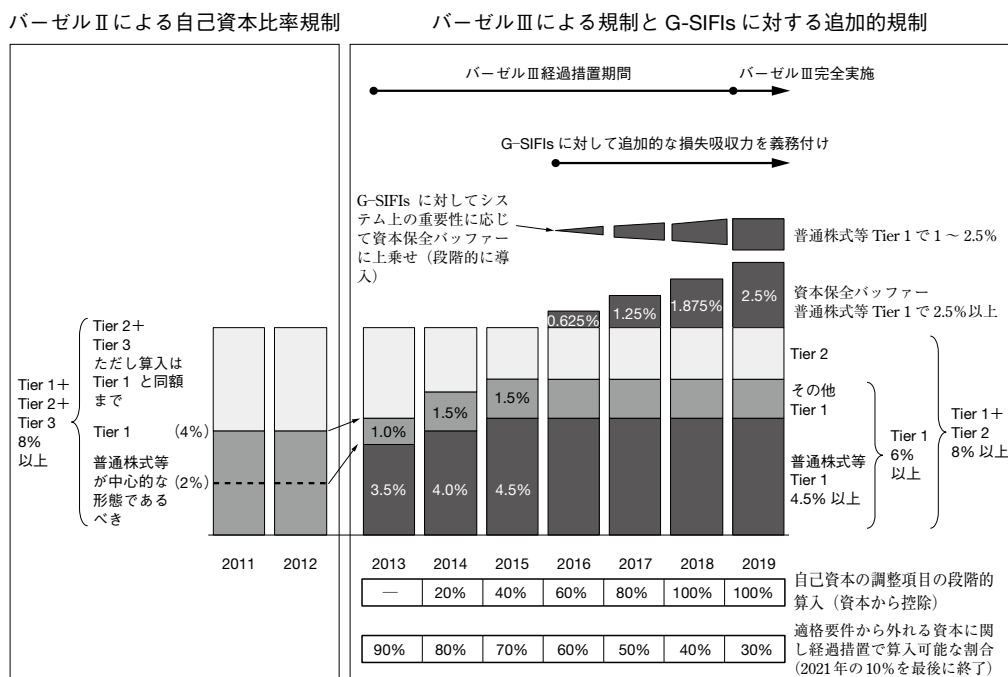
これに対してバーゼルⅢでは、世界的な金融危機において、経営困難に陥った金融機関の自己資本の損失吸収力に問題が生じた経験を踏まえて、Tier 1 を業務継続ベース、Tier 2 を破綻時にそれぞれ損失吸収力を持つ資本と位置付け、さらに Tier 1 を、普通株式および内部留保等のみで構成される普通株式等 Tier 1 と、その他 Tier 1 に

*394 バーゼル銀行監督委員会『自己資本の基本的項目（Tier 1）としての発行が適格な資本調達手段』（1998年10月）。

区分する^{*395}。また、信用リスクなどと同等の内容の資本で市場リスクに対応する趣旨から、Tier 3は廃止される。リスクアセットに対する所要自己資本の比率は、損失吸収力が高い資本区分において引き上げられ、普通株式等 Tier 1で4.5%（現行対比で実質プラス2.5%ポイント）、Tier 1で6%（現行対比でプラス2%ポイント）となる^{*396}。総自己資本の最低所要水準は現行と同じ8%であるが、バーゼルⅢでは、別途、資本保全バッファの上乗せを求められるほか、各国の情勢に応じてカウンターシクリカルな資本バッファの上乗せが行われる（図表2-5-2①）。

資本保全バッファは、さまざまなリスク要因によって銀行の経営環境が悪化するストレス期において、配当支払いなどの社外流出によって総自己資本が最低所要水準を下回ることを生じにくくするために、平時から、普通株式等 Tier 1に相当する資

図表2-5-2① 新たな規制の概要（所要自己資本、資本バッファなど）



（注）わが国の場合、各年3月末。

*395 Tier 2に関しては、Tier 1と同額までという算入限度や、Upper Tier 2、Lower Tier 2という区分が廃止される。

*396 経過期間が設けられており、普通株式等 Tier 1は2013年（わが国の場合は3月末、以下同じ）3.5%、2014年4.0%、2015年以降4.5%、Tier 1は2013年4.5%、2014年5.5%、2015年以降6%。

本を2.5%上乘せするものである^{*397}。これによって、ストレス期に取り崩し可能な資本の厚みが増すだけでなく、資本保全バッファを充足していない場合には、その程度に応じて社外流出の制限を課すことによって、自己資本の減少を抑制する仕組みである。

カウンターシクリカルな資本バッファは、過度の信用膨張への対策である。行き過ぎた信用拡大が起きると、その後の調整過程において銀行の損失が増大し、金融システム不安を深刻化させるおそれがある。このため、各国の政策当局がリスクの積み上がり状況に応じて0～2.5%の範囲で資本上積みの要否を判断するもので、銀行は上積み分を普通株式等 Tier 1 に相当する資本で充足する必要がある^{*398}。

資本保全バッファ（2.5%）と、カウンターシクリカルな資本バッファ（0～2.5%）の上乗せを考慮すると、新たな規制では、普通株式等 Tier 1 を最低限7～9.5%（現行対比では実質プラス5～7.5%ポイント）に維持することが必要となる。

さらに、G-SIFIsについては、前述のように（521ページ参照）、バーゼルⅢによる枠組みを上回る損失吸収力を持つべきであるとして検討が進められているため、G-

図表 2-5-2② 新たな規制の概要（自己資本の定義・適格要件）

資本項目の例	バーゼルⅢ			従 来		
	Tier 1		Tier 2	Tier 1		Tier 2
	普通 株式等 Tier 1	その他 Tier 1		主要な 部分	その他	
普通株式	○			○		
内部留保	○			○		
優先株式（普通株式への転換権付き）		○		○		
優先株式（普通株式への転換権なし）		○			○	
優先出資証券（ステップアップ条項なし）		△			○	
優先出資証券（ステップアップ条項付き）					○	
劣後債・劣後ローン（初回コール日までが5年以上）			○			○
劣後債・劣後ローン（初回コール日までが5年未満）						○

（注1）優先出資証券（ステップアップ条項なし）は、条件次第で算入不可（例えば、会計上負債に分類されるものは、元本削減や普通株式転換の仕組みがなければ算入不可）。

（注2）バーゼルⅢでは、表に掲げた項目以外にその他の包括利益累計額およびその他公表準備金が普通株式等 Tier 1 となる。従来、一定の制約の下で Tier 2 に算入されていた資産評価益は、条件を満たす部分がある場合、その他の包括利益累計額に含まれる。

*397 経過期間が設けられており、2016年0.625%、2017年1.25%、2018年1.875%、2019年以降2.5%。

*398 経過期間が設けられており、カウンターシクリカルな資本バッファの最大値は、2016年0.625%、2017年1.25%、2018年1.875%、2019年以降2.5%。

SIFIs に特定される銀行は、さらに資本の上積みを求められる見込みである^{*399}。

バーゼルⅢでは、自己資本の定義・適格要件についても、厳格化される（図表 2-5-2 ②）。

従来、Tier 1 の主要な部分として扱われていた、普通株式への転換権のある優先株式は、バーゼルⅢでは普通株式等 Tier 1 に該当せず、その他 Tier 1 に算入される。Tier 1（主要な部分以外）に算入可能であった、配当に関してステップアップ条項が付された優先出資証券は、バーゼルⅢでは規制上の自己資本として認められなくなる^{*400}。また、Tier 2 に算入可能であった劣後債・劣後ローンも、初回コール日^{*401}まで5年未満であれば規制上の自己資本から外される。

自己資本算出に当たって行う調整についても、従来は Tier 1 の主要な部分が控除対象ではなかった無形固定資産^{*402}、繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）、自社グループ外の金融機関への普通株式出資などが、普通株式等 Tier 1 の調整項目となる^{*403}。

前述のように普通株式等 Tier 1 の維持すべき水準が実質的に引き上げられる一方で、普通株式等 Tier 1 を中心に調整（控除）が厳格化されるため、従来に比べてなお一層、自己資本の中核的な部分（普通株式等 Tier 1）を充実させる必要が生じることになる。

*399 バーゼル銀行監督委員会は、2011年11月4日、G-SIFIsのうち銀行グループ（G-SIBs）に対する政策措置の規則文書を公表した。G-SIBs はシステム上の重要性に応じて四つのバケット（これに収まらないような G-SIBs に対して将来的に適用される可能性がある空バケットを含めると五つ）に区分され、バケットごとに定められた資本の上積み（普通株式等 Tier 1 に相当する資本で 1.0～2.5%、ただし空バケットは 3.5%）を求められる。同日、FSB が公表した文書（522 ページ、脚注 390 参照）によれば、2014 年 11 月に特定される G-SIBs に対して 2016 年から段階的に適用が開始され、2019 年までに完全実施される。

*400 この例のように、その他 Tier 1、Tier 2 の適格要件を満たさなくなる資本商品については、一定の要件を満たすものであれば経過措置の対象となり、従来基準による 2013 年（わが国の場合は 3 月末、以下同じ）の額に対して、2013 年は 90%まで算入可能、以後、1 年に 10%ポイントずつ算入上限が引き下げられ、2021 年（10%まで）を最後に経過期間が終了する。

*401 発行等に当たって定められた条件に基づいて期限前償還が可能となる時期のうち最も早く到来する日付。

*402 従来は、「のれん」だけであったが、バーゼルⅢでは「のれん」以外の無形固定資産も、一部の例外を除いて控除項目となる。

*403 これ以外に、その他 Tier 1 や Tier 2 の調整項目がある。これらの調整項目の算入（自己資本からの控除）には経過措置があり、各資本区分に対応する調整項目合計額に対して、2014 年には 20%を算入（自己資本から控除）、以後、1 年に 20%ポイントずつ算入割合が上がり、2017 年（80%）を最後に経過期間が終了して、全額が自己資本から控除されることになる。

(2) リスク捕捉の強化とレバレッジ比率規制の導入

世界的な金融危機では、CDSなどのデリバティブ取引、特に店頭デリバティブのカウンターパーティーリスクの増大と実態把握の難しさから連鎖破綻（システミックリスク）の懸念が強まり、金融不安が増幅される一面があった。また、サブプライムローン関連の証券化商品などへの投資が格付機関の格付（外部格付）に依存して広まっていたため、同証券化商品の信用失墜が起きると、金融機関を含む多くの投資家が損失を被る事態も生じた^{*404}。

バーゼルⅢでは、このような経験を受けて、自己資本規制の枠組み強化として、自己資本の質と量の向上と併せて、リスク捕捉を強化することとなり、カウンターパーティーリスクに関する取り決めの整備や外部格付への依存の見直しなどが行われる。

また、同じく自己資本規制の枠組み強化として、レバレッジの過度の拡大とその急激な解消（デレバレッジ）が深刻な金融危機を招いたという教訓を踏まえて、レバレッジ比率規制を導入する。自己資本比率の算定では、資産ごとのリスクウェイトを反映したリスクアセットが用いられるのに対して、レバレッジ比率規制では、リスクウェイトによる調整を行わずに（ノンリスクベース）、オンバランスとオフバランスのエクスポージャーに対するTier 1資本の比率を算定する。これにより、過度なレバレッジの抑止効果だけでなく、リスクアセットを用いる自己資本比率が、リスクウェイトの計測上の問題によって影響を受けるようなことが生じても、それを補完する効果が期待されている。レバレッジ比率規制は、試験的な水準を3%として、試行期間（2013年から2017年）を設けて規制の影響が検証され、その結果をもとに具体的な規制内容が決められることになっている。

(3) 流動性規制の導入

バーゼルⅢでは、自己資本規制の枠組み強化と共に、新たに流動性規制が導入される。世界的な金融危機においては、自己資本の水準に問題がない銀行であっても、十分な流動性を備えていなかったために資金繰りの困難に直面する例があった。流動性規制は、この経験を踏まえたもので、流動性カバレッジ比率（LCR）規制と安定調達

*404 金融危機への応急的措置的な対応として2009年7月に公表されたバーゼルⅡの枠組み強化（2011年末から実施）では、複雑な証券化商品のリスク捕捉・資本賦課やトレーディング勘定の規制手法などが強化された。

比率（NSFR）規制という二つの基準が設けられる。

流動性カバレッジ比率規制は、短い期間（30日間）の流動性問題に十分対応できるように備える仕組みで、例えば、格付機関から格付の大幅な引き下げを受け、無担保で大口の資金調達ができなくなるような事態が生じた場合（ストレス発生時）に30日間で予想される資金純流出額に対して、流動性に優れた資産の保有を100%以上とする。流動性カバレッジ比率規制は、2011年から観察期間が始まり、その結果を踏まえた規制最終案に基づき、2015年から最低基準となる。

安定調達比率規制は、例えば、平時の金融市場で短期の大口資金調達に依存する一方で、流動性の低い資産構成が高いなど、資産・負債などの期間ミスマッチから生じる可能性がある流動性問題に十分対応できるように備える仕組みである。具体的には、流動性リスクの高さを考慮した資産額（所要安定調達額）に対して、ストレス発生時の調達源としての安定性の高さを考慮した負債・資本額（安定調達額）が100%以上となるようにする。安定調達比率規制は、2011年から観察期間が始まり、その結果を踏まえた規制最終案に基づき、2018年から最低基準となる。

(4) 定量的影響度調査の結果

バーゼル銀行監督委員会は、バーゼルⅢテキストの公表と同時に、バーゼルⅢの自己資本規制の枠組み強化と流動性規制の導入によって予想される影響度を評価した「包括的な定量的影響度調査（QIS：Quantitative Impact Study）」を明らかにした。その中では、控除項目の段階的算入や、適格要件を満たさなくなる資本調達手段の経過措置などを一切考慮せずに、2009年末時点で新規制が完全実施された場合を仮定すると、普通株式等 Tier 1 比率7%（最低所要比率4.5% プラス資本保全バッファ2.5%）を満たす水準に比べて、調査対象行全体の普通株式等 Tier 1 は約6,000億ユーロ不足^{*405}との推計結果が示された。

この推計結果を求めるに当たって仮定された前提条件と異なり、バーゼルⅢはいくつかの経過措置を伴いつつ段階的に導入されることとなるが、反面で、QISの結果は、中期的にみて銀行が保有資産の削減に走るリスク、あるいは世界規模で銀行間の資本調達競争が生じる可能性があることを示唆するものであった。

*405 調査対象は、23の加盟国・地域の263行。このうち、Tier 1が30億ユーロ超で業務が多角化しており国際的に活動する銀行94行合計の普通株式等 Tier 1 不足額が約5,770億ユーロとされている。

●資本調達必要性増大への対応

2006年10月に公的資金を完済した後、SMFGはその後の成長戦略を支えることを目的に、12月、海外子会社による優先出資証券の発行を通じて自己資本の増強を行った。このとき発行されたのは米ドル建て（16億5,000万ドル）および英ポンド建て（5億ポンド）の配当非累積的永久優先出資証券であり、自己資本比率規制における基本的項目（Tier 1）に算入可能な商品性のものであった。

2007年4月以降は、「LEAD THE VALUE 計画」における七つの成長事業領域の積極展開に向けて資本の積極的な投入が行われる予定であった。しかし、前述のような国際的な金融規制の見直しは、当行のその後の資本政策に大きな影響を及ぼすこととなった。

新たな自己資本規制に関する内容の詳細決定には時間を要したが、2008年11月にワシントンで開催された第1回G20首脳会議以降、国際的な流れとして①銀行資本の質の向上を求め、かつ②同資本の所要量を増加させる方向性にあることは、明らかであった。そこで、SMFGおよび当行では、発行済みの資本調達手段のリファイナンスを通じた資本の質の向上、そして普通株式の新規発行による大規模な増資の実行等に踏み切った。リーマン・ショック以降、国際金融市場が混乱し不安定な中での資本調達は、商品性の選択や調達規模・タイミングの判断が極めて難しいものであった。そのような状況下、SMFGおよび当行は、自己資本関連規制の強化を先読みした上での動きが必要との経営判断に基づき、資本調達を実行した。

2008年から2009年にかけては、合併前の旧両行において1998、1999年に発行した優先出資証券が順次初回の償還可能期日・配当ステップアップ期日を迎えた。これらについては基本的に、海外子会社による、より質の高い資本調達手段の発行を通じて償還額を上回る再調達（リファイナンス）を行うことを前提に、償還を実施した。その際、不安定な市場の状況を勘案して、円建て、米ドル建て、英ポンド建てと、調達する通貨の分散を図っただけでなく、発行市場も国内と海外に分け、さらに償還可能となる期間の設定や配当ステップアップ条項の有無についてもさまざまな組み合わせで商品性を多様化させるなど、円滑な消化に向けた工夫を重ねた。なお、この間新たに発行された優先出資証券は全て、株式市場における希薄化を回避するため、普通株式への交換権を付与していないものであった。

このような中、2008年度の当行決算は、国際部門や市場営業部門が大幅な増益を

記録したものの、リーマン・ショックによる金融危機の深刻化と世界経済の悪化を背景に株式等減損が想定以上に発生したことに加え、経済環境の悪化による広範な企業業績悪化、さらに前述した中堅不動産ディベロッパーの資金繰り問題の発生などによる与信関係費用増加や繰延税金資産の評価減などにより、3,011億円の当期純損失（SMFG連結では3,735億円の当期純損失）となった。自己資本比率は、先進的内部格付手法の導入などによってリスクアセットが減少したため、大幅な赤字決算にもかかわらずTier 1比率8.22%、連結自己資本比率11.47%と問題ない水準を確保していた。しかし、折しも2009年4月に第2回G20首脳会議（ロンドン）が開催され（521ページ参照）、銀行の自己資本規制を強化する議論が進められつつあった状況を勘案し、5月28日に取締役会において普通株式の発行および売り出しによる増資を実施することを決議、公表した。

この増資は国内・海外の両市場において募集し、オーバーアロットメントによる売出分も含め、2009年6月から7月にかけて総額約8,610億円の資本を調達した。2009年度中間期においては、中間純利益の計上にこの増資分が上乗せされた結果、Tier 1比率で9.55%、連結自己資本比率13.13%という水準に達した。

後述するように、SMFGおよび当行は、当時、日興コーディアル証券のグループ化戦略を進めており、2009年5月には、日興コーディアル証券等の事業取得について日興シティホールディングスと合意したことを公表して、SMFGとして大きな成長ポテンシャルへの期待を表明していた。

北山は、2009年9月に外部コンファレンスで行ったプレゼンテーションの中で、この増資について、次のような趣旨の説明を行った。

先般の普通株式増資は、規制強化の動向も踏まえつつ、新たな金融秩序の下でも競争力を維持し、持続的成長を実現するために必要な強固な資本基盤を構築する目的で実施いたしました。払込金額総額は8,610億円と、当初想定の8,000億円を上回り、成功裏に終了いたしました。

この結果、資本配賦の観点からは、2009年度業務計画におけるリスクアセット拡大対応分約2,600億円、日興コーディアル等の買収に伴い必要と見込まれる資本3,500～4,000億円に加えて、2,000～2,500億円の「バッファー」を創出することができたと考えております。

しかし、国際的な自己資本規制を巡る動きは予断を許さないものであった。バーゼル銀行監督委員会が2009年12月に公表した自己資本規制と流動性規制に関する市中協議文書の内容を踏まえると、SMFGとしてさらに一段の資本拡充をいち早く実施することが必要との問題意識が高まっていた。株式市場における慣行として、同一年度中に複数回の大幅な増資を行うことは極めて異例の事態であったが、SMFGおよび当行としては、これを断固として実行するとの経営判断を下し、2010年1月から2月にかけて国内外の市場で募集した増資によって、オーバーアロットメントによる売出分も含め総額約9,730億円という大規模な資本を調達した。この増資の目的については、2010年1月6日に取締役会決議を経て公表した「新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ」において、次のように述べている。

国際的な自己資本規制強化のフレームワークが明らかとなるなか、当社は、強靱な資本基盤と、着実な成長を実現する事業ポートフォリオの構築に、逸早く取り組み、新たな競争環境下においても持続的成長を実現できる体制を構築することといたしました。今回の新株式の発行は、その戦略の一環として行うものであり、強化された資本基盤をもとに、成長著しいアジア等における業務や、日興コーディアル証券株式会社のホールセール事業を含めた成長事業領域の更なる強化を進めることで、中長期的な株主価値向上を図ってまいります。

一方、自己資本の量の拡大にとどまらず、質の改善についても着実に手を打った。2010年1月の増資の発表と同日に公表した「海外市場における優先出資証券及び劣後特約付永久社債の公開買付け」は、資本の質の改善に向けた動きの一環である。具体的には、2006年12月に海外子会社が発行した16.5億米ドルおよび5億英ポンドの永久優先出資証券と、2005年7月に当行が発行した13.5億米ドルおよび7億ユーロの劣後特約付永久社債について、その全額を対象として公開買付けを行うことを発表した。その結果、米ドル建ての優先出資証券には発行総額の60.7%、英ポンド建ての優先出資証券には同85.3%、米ドル建て劣後債には同75.8%、ユーロ建て劣後債には同52.7%の応募があり、いずれも2010年2月9日に買い付けを行った上で消却を実施した。

また、2003年2月にGSグループとの合意に基づいて発行した1,503億円の転換型

図表 2-5-2 ③ 資本の強化に向けた主な動き (2008 年以降、2011 年 4 月まで)

		自己資本の調達に関する動き	優先出資証券等の償還に関する動き
2008年	2月7日	海外子会社による優先出資証券発行 (1,350 億円)	
	4月30日	GS グループが、保有する SMFG 優先株式の 3 分の 1 (1 万 6,700 株) について取得請求権を行使し、普通株式を取得	
	5月12日	海外子会社による優先出資証券発行 (18 億米ドル)	
	6月30日		1998 年に海外子会社により発行した優先出資証券 (18 億米ドル) を償還
	7月18日	海外子会社による優先出資証券発行 (13 億 5,000 万米ドルおよび 2 億 5,000 万ポンド)	
	12月18日	海外子会社による優先出資証券発行 (5,382 億円)	
2009年	1月4日	SMFG の普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割、普通株式の 100 株を単元株式数とする単元株制度を採用	
	1月22日	2008 年 12 月発行の優先出資証券を追加発行 (1,607 億円)	
	1月26日		1998、1999 年に海外子会社により発行した優先出資証券 (計 約 2,838 億円) を償還
	6月22日	国内市場および海外市場において SMFG 普通株式の公募売り出しにより約 8,274 億円 (オーバーアロットメントによる売出分も含めると約 8,610 億円) を資本調達	
	6月30日		1999 年に海外子会社により発行した優先出資証券 (計 約 3,400 億円) を償還
	9月28日	海外子会社による優先出資証券発行 (3,430 億円)	
	10月15日	9 月発行の優先出資証券を追加発行 (450 億円)	
2010年	1月27日	国内市場および海外市場において SMFG 普通株式の公募売り出しにより約 9,190 億円 (オーバーアロットメントによる売出分も含めると約 9,730 億円) を資本調達	
	1月28日	GS グループが、保有する SMFG 優先株式の全て (3 万 3,400 株) について取得請求権を行使し、普通株式を取得	
	2月9日		2006 年に海外子会社により発行した優先出資証券のうち、約 10 億米ドルおよび約 4 億 2,600 万ポンドを公開買い付けの上、消却 ----- 2005 年に発行した SMBC の劣後特約付永久社債のうち、約 10 億 2,300 万米ドルおよび約 3 億 6,900 万ユーロを公開買い付けの上、消却
	6月29日	株主総会において、SMFG 普通株式の発行可能種類株式総数を 15 億株から 30 億株へ増加させる定款の一部変更を承認	
	2011年	4月1日	

優先株式 (第四種優先株式) については、2008 年 4 月にその 3 分の 1、2010 年 1 月に残りの全てについて、それぞれ取得請求権が行使され普通株式が交付された。これにより GS グループが保有する SMFG の第四種優先株式はなくなったが、2010 年 1 月 28 日のプレスリリースにおいて、SMFG は「引き続き当社と GS グループは良好な関係を維持してまいります」と明記した。2011 年 2 月には、2005 年 3 月に第三者割当により発行した優先株式 (第六種優先株式) の全てについて、2011 年 4 月 1 日に自己株式として取得の上、消却することを、取締役会で決議した。これにより、SMFG の発行する優先株式は全てなくなり、普通株式と内部留保を中心とする、質の高い強^{きょうじん}靱な資本基盤の構築に向けた動きは着実に前進している。

なお、この間 2008 年 6 月の株主総会では、普通株式 1 株につき 100 株の割合をもって株式の分割を行うこと、単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を 100 株とすることが承認された。これは、いわゆる株式等決済合理化法の施行による株券の電子化に伴って、端株を所有する株主の便宜を図りつつ端株の整理を行うことを目的としたものであり、2009 年 1 月に実施した。また、2010 年 6 月の株主総会では、SMFG 普通株式の発行可能種類株式総数を 15 億株から 30 億株に増加させ、これに伴って発行可能株式総数も増加させる定款の一部変更が承認された。これは、2009 年度中の 2 回にわたる計約 1 兆 8,340 億円の増資および GS グループによる取得請求権行使に伴う普通株式交付などによって発行済普通株式数が約 14 億 1,400 万株となり、発行余力が極めて限定的になったためであった。

●世界的な金融危機を踏まえたリスク管理への取り組み

米国のサブプライムローン問題を端緒とする証券化商品への信用失墜によって発生した金融資本市場の混乱は、2008 年 9 月のリーマン・ブラザーズの破綻で一層深刻になり、世界的な金融危機に発展した。その影響は実体経済にも広がり、2009 年の主要国の経済成長率はマイナスに陥った。その後の世界経済は、各国の政府や中央銀行による取り組みなどを受けて最悪の状況からは脱したが、ギリシャの財政危機が同国に貸出債権を多く持つ欧州諸国に悪影響を及ぼす懸念、先進国に残るデフレ圧力が景気停滞をもたらす懸念など、引き続きリスク要因が山積している。

当行においては、世界的な市場混乱を通じて認識した課題を整理した上で、潜在的な損失発生・拡大に早期に対処できるよう、内外にわたるリスク管理体制の見直しを実施した。

459 ページ以降で述べたように、国際部門においては、この危機に対して、体制、管理方法の両面からリスク管理対策を実施した。

体制に関しては、証券化商品のように市場リスクと信用リスクの両方を併せ持つ商品の取引（市場性信用取引）のリスク管理体制の強化等が課題となり、2008 年 10 月、米州リスク管理部と欧州リスク管理部を設置した。

グローバルベースでの与信企画機能と問題発生時の機動的な対応力の強化なども課題となり、2008 年 11 月の組織変更と 2009 年 1 月の機能再編を経て、2009 年 4 月に国際与信管理部を設置した。

管理方法については、カントリーリスク管理に関し、2009 年 4 月から、モニタリ

ングの強化を目的として、「役員指定国」および「ウォッチ国」の指定を行うこととした。併せて、債務者モニタリング制度に関し、クレジットアラーム制度を導入し、機動的な個社与信管理と信用劣化兆候の早期把握の一層の強化を行った。

国内においても、市場性信用取引のリスク管理強化、信用劣化予兆の早期把握等に向けた態勢整備に取り組んだ。例えば、2009年4月には、当行が直面するさまざまなリスクの一元的管理の一層の強化、市場性信用取引のリスク管理等の課題に対応するための組織改定を行った。まず、リスク管理部門を新設し、同部門にリスク統括部と投融資企画部を置くこととした。リスク統括部は従来の統合リスク管理部の部名を改定した部であり、新設のリスク管理部門の統括部と位置付けた。同時に、各部門や本店各部のIT企画を支援し、全体最適でのシステム開発を促進するために、統合リスク管理部システム企画室と投融資企画部のシステム企画グループを統合してIT業務推進部を新設した。同部はコーポレートスタッフ部門に置いたが、新設後もリスク統括部と投融資企画部との兼務体制とした。次に、リスク統括部がエクイティー投資を含めて行内のリスクを横断的に検討する観点から、エクイティー投資のポートフォリオの健全性・収益性の検証機関として2006年12月に設置されていたエクイティ投資レビュー委員会に関して、委員長を投融資企画部担当役員からリスク管理部門担当役員に、事務局を投融資企画部からリスク統括部に変更した。また、総務部内にあったオペレーショナルリスク管理室を、リスク統括部の部内室として移管した。本件の組織改定を行った時点でのリスクカテゴリーごとの管理担当部署を示すと、**図表2-5-2④**の通りである。リスクカテゴリーの分類は、①信用リスク、②市場リスク、③流動性リスク、④オペレーショナルリスク（事務リスク、システムリスク等）、⑤その他のリスク（決済に関するリスク、法務リスク、レピュテーションリスク等）

図表 2-5-2④ リスクカテゴリーごとの管理担当部署（2009年4月）

管理すべきリスク	管理担当部署
信用リスク	投融資企画部
市場リスク	リスク統括部
流動性リスク	リスク統括部
オペレーショナルリスク	リスク統括部
事務リスク	事務統括部
システムリスク	情報システム企画部
決済に関するリスク	事務統括部、リスク統括部、投融資企画部

であり、その①から④および決済に関するリスクについて、管理担当部署を定めている。

さらに、2009年4月には、期中モニタリングなどを通じて債権流動化業務における裏付資産の管理強化を図る『裏付資産管理規則』の運用を開始した。併せて、前述の通り（425ページ参照）、信用劣化予兆の早期把握のために、各種アラーム制度の再構築を実施した。

市場リスクや信用リスクなどの管理体制の他、世界金融危機を受けてバーゼル銀行監督委員会および米国や欧州などの主要国において進められている金融分野の規制・監督体制の再構築に向けた動きや金融規制への対応も課題となっている。バーゼル銀行監督委員会は、2010年12月に、いわゆるバーゼルⅢテキストを公表した。また、米国では、2010年7月、1930年代以来の抜本的な改革となるドッド・フランク法が成立した。

これらの規制が当行を含む邦銀の経営に及ぼす影響については、細目検討の進行度合いに応じて、行内関係各部において検証と準備を進めているところである。